

(六) 簿記に関する事項

第五條 財政特派員公署には各課毎に課長一人、課員若干人、事務員若干人を置き事務を分掌せしむ

第六條 財政特派員公署は其他の特別事務及文書、帳簿、繕寫の爲め累員を酌用する事を得

第七條 凡て財政特派員直接任免の所屬各職員に對し特派員は其服務成績に依り徵收官獎勵條例の規定を援用し獎勵及黜陟を行ふ事を得

第八條 財政特派員公署の經費は特派員に於て豫算を作り財政部に之が査定を呈請す

第九條 財政特派員公署辦事細則及其他徵收に関する各種章程規則は特派員に於て財政部の査定備案に呈すべし

第十條 本辦法は公布の日より施行す

二〇、商標局組織條例

(民國十七年十一月二十二日公布)

第一條 商標局は國民政府工商部に直屬し全國の商標登錄事項を統轄す

第二條 商標局に局長一人を置き全局の事務を管理す、副局長一人を置き局長を輔佐して局務を助理す

第三條 商標局に秘書二人乃至四人を置き局務を輔佐管理し全局の機密事項を兼管す

第四條 商標局に左記各課を置く

(一) 審核課 商標審査呈請手續事項を管掌す

(二) 注冊課 商標審査及登記事項を管掌す

(三) 審議課 商標異議及評定事項を管掌す

(四) 編輯課 商標公報及編輯事項を管掌す

(五) 總務課 文書の受附、發送、會計、庶務及其他各課に屬せざる事項を管掌す

第五條 商標局各課に課長一人、課員若干人を置く

第六條 商標局に審査員四人を置く

- 第七條 商標局々長、副局長は工商部に呈請して任命す
- 第八條 商標局秘書課長は商標局長に於て選擇の上工商部に呈請して任命し課員、審査員は商標局長に於て委任し工商部の備案に呈す
- 第九條 商標局は事務の必要に依り専門顧問及法律専門家を聘任する事を得
- 第十條 商標局は文書の繕寫及其他の事務の爲雇員を酌用するを得
- 第十一條 商標局は商民との交渉及訪問登記事項に便するが爲に重要商埠には辦事處を分設する事を得
- 第十二條 商標局分課辦事細則は局に於て別に之を定め工商部の備案に呈す
- 第十三條 本條例は公布の日より施行す

二、國民政府衛生行政系統大綱

(民國十七年十二月十一日公布)

- 第一條 中央に衛生部を設け國民政府行政院に直屬せしむ
- 第二條 各省に衛生處を設く、民政廳に隸屬し兼て衛生部の直接指揮監督を受く
- 第三條 各特別市に衛生局を設く、特別市政府に隸屬し兼て衛生部の直接指揮監督を受く
- 第四條 各市縣に衛生局を設く、市縣政府に隸屬し兼て衛生處の直接指揮監督を受く
- 縣衛生局の未だ成立せざる以前に在りては縣の衛生事項は當分縣公安局に於て之を兼理し縣公安局も亦未だ成立せざる時は縣政府に衛生科を設立する事を得
- 第五條 市組織法第三條の規定に合せざる省首府に在りては其衛生事務は衛生處に依り直接之を處理す
- 第六條 各特別市、各市各縣衛生局及直接に衛生事務を處理する衛生處は其所轄區域内に就き自治區劃に依り若干區に分ち衛生事務を處理する事を得
- 第七條 衛生處處長は衛生部より行政院經由國民政府に呈請して之を任命す
- 特別市衛生局局長の任命は特別市組織法第十一條の定むる所に依る